

第3回定例委員会会議

教 育 長) 開会宣言

教 育 長) 会議成立の宣言

教 育 長) 会議録署名委員の指名（越野委員）

教 育 長) ここでお諮りいたします。第2号議案「令和2年度芦屋市義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員の委嘱又は任命について」ですが、その提案内容に教科用図書の採択に係る事務を行う個人名が掲載されており、公開で審議することにより公正・公平な選定作業が損なわれる恐れがあり、意思形成過程の情報と位置づけるものです。非公開で行いたと思いますが、御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認め、そのように決定します。

教 育 長) ただいまから非公開で審議いたしますので、傍聴者は退席願います。

〈非公開審議〉

それでは、審議に入ります。日程第1、第2号議案「令和2年度芦屋市義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員の委嘱又は任命について」を議題とします。提案説明を求めます。

学校教育課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

越 野 委 員) 昨年度、選定委員さんの所属する学校に偏りがあったので、なるべくいろいろな学校から出てもらったほうがいいのではないですかというお話があったかと思いますが、今年度はP

TA協議会も、これはたまたま同じ学校が当たっているの
で仕方ないかなと思いますが、なるべく別の学校から採用する
のは難しいのでしょうか。

学校教育課長) これにつきましてはいろいろなバランスがあり、総合的に
考え、たまたま今回も学校が重なってしまったということ
であります。

教 育 長) 具体的に委員のかたは、どういうことをされますか。

学校教育課長) 具体的には、芦屋市の子どもたちにとって一番適切な教科
書について検討された各教科の専門委員の調査研究報告を受
け、教育委員会に上げるという作業でございます。

木 村 委 員) 選定するのは教育委員会ですから、選定委員会という名前
に違和感があるのですがいかがですか。

学校教育課長) 実際の作業としては選定のための資料作りということ
です。

教 育 長) 今、私が質問したのは、木村委員もおっしゃったように、
最終的な決定は教育委員会の会議の場となりますので、確認
のために質問しました。

木 村 委 員) 条例にも、調査・審議とあります。調査は分かりますが、
「選定委員会」という名称は誤解を生むので変えたほうがい
いかもしれません。

上 月 委 員) 教科書の選定はとても大事なことです。選定委員会の場
では、調査を担当した先生方が推薦する教科用図書の説明をさ
れると思います。そのときに、視点と基準をしっかり持って、
的確な質問をしていただくことが大切になるので、そこをぜ
ひお願いしたいと思います。

学校教育部長) 昨年度からやり方が変わってしまして、これまで、選定委

員会に調査委員が説明をするときに、業者を2社に絞っていましたが、昨年度からすべての業者について報告しています。また、観点として、新学習指導要領の対応とか芦屋市教育指針で育った子どもの姿と関連、内容の選択、取扱いはどうなのか、構成とか配列はどうなのか。表記とか表現、印刷、いわゆるユニバーサルデザインの観点で教科書が作られているのかどうかの5観点を基にして、それぞれ調査研究で書いていきます。

最終、選定委員会から教育委員会に、この教科書は優れているという意見をもらいながら決定していきます。

観点はかなり細かく調査していただいて、それによって選んでいく。そのため、資料が膨大になっていくこともありますが、その中で調査委員はしっかりと観点を持って説明をしてもらう。選定委員会はその資料を見ながら、質問をしていきながら、進めていきます。

上月委員) 教科用図書選定委員会の中で1社を決めて推薦してくるのですか。

学校教育部長) 1社ではないです。5社であれば5社全部の優れている部分の報告をもらいながら、最終的にその中で、優れた点、芦屋市の子どもたちにとって、この教科書がいいのではないかとという報告を受けています。

上月委員) 調査委員が、この教科書がいいのではないかとという推薦をしているのですか。

学校教育部長) 調査委員は教科書が5観点に、どれも対応するのがいいという話をさせていただきます。

教 育 長) 補足しておきますと、報告書は全部の教科書をこの観点でピックアップしていきます。選定委員会では、改めて報告書の内容を審議していただいて、深めてもらっています。

木村委員がおっしゃったように、名称が「選定」となっているのです。役割がわかりにくかったと思います。

上 月 委 員) 教育委員会の決定権が強くなっているのですね。

教 育 長) そうです。これは教育委員会で非常に大事な仕事です。教育委員さんの負担は多くなりますが、大事なことなので、よろしくお願いします。

浅 井 委 員) 芦屋市 P T A 協議会となっているお二方は、同じ学校から今回は出てらっしゃるのでしょうか。

学校教育課長) 中学校の校区は同じですが、学校は異なります。

浅 井 委 員) 分かりました。地区は一緒でも違う学校ですね。そのほうがいいと思います。

教 育 長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は原案どおり決しました。

〈第 2 号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 非公開での審議は終了いたしましたので、これより公開いたします。傍聴希望者がおられますので、入室してください。

〈非公開審議 終了〉

教 育 長) 次に、第 3 号議案「令和 3 年度使用芦屋市立義務教育諸学

校教科用図書採択に関する基本方針（案）について」を議題とします。提案説明を求めます。

学校教育課長） 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長 ） 説明が終わりました。質疑はございませんか。

越 野 委 員 ） 3 ページの（5）「専門員は、選定委員会が義務教育諸学校の校長又は教頭から1名、教諭若しくは主幹教諭から5名以下」と記載があります。専門員は5名以下になっていますが、6 ページの選定委員会規則の第4条第3項に「専門員会の専門員は、選定委員会が種目ごとに、芦屋市立学校の校長及び教員のうちから選任し」となっているので、中学校の場合ですと種目ごとに選ばれると5名以上になるのではないかと思います。ここで5名以下と記載されているのはなぜでしょうか。お一人の先生が何種目も見られたりすることになりますか。

学校教育課長） 専門員の中で例えば国語の種目における専門員には、A 中学校の A 先生、B 中学校の B 先生、C 中学校の C 先生と、3 つの中学校から1名ずつと代表の管理職の先生も含めて基本4名ということになります。

越 野 委 員 ） 分かりました。

教 育 長 ） そうですね。そこは齟齬のないようにしてください。

木 村 委 員 ） 一般図書として、特別支援学校用の図書ですが、一覧で兵庫県から多く示されていますが、文科省が発行している一般図書一覧から兵庫県はそれを絞っているのですか。

学校教育課長） そのまま市に来ています。

木 村 委 員 ） そのままなのですね。一般図書の採択とあって、2 ページ「文部科学省の発行する令和3年度使用「一般図書一覧」に

掲載されている図書の中から採択する」とありますが、そのまま採択しているのが実態だということですね。分かりました。

教 育 長) 子どもたちの個に応じての採択となります。

木 村 委 員) もちろん、学校でそれぞれ選んでもらうから、広いほうがいいということですね。

教 育 長) そうです。

浅 井 委 員) 一般図書一覧に掲載されている図書以外でも、何かこれはというものがあれば、それは先生の見識でもって選べるとお聞きしたのですが、そういうことは実際なされているのですか。

学校教育課長) もちろん、特別支援の生徒にはいろいろな個性がありますので、そういったところにも対応できる形での図書選定はできます。

木 村 委 員) どちらかというところ、それは副読本みたいな扱い方をして、実際使用しているような感じですか。それは教科書ではないですよ。

学校教育課長) 実際授業するときには、教科としてその子に応じた本を使うこともありますが、無償給与の観点で、教科書として選定した本は利用しております。

上 月 委 員) 3 ページの教科書用採択の公正な確保についてですが、不当な影響により採択結果が左右されることのないようにするというところで、もちろん守秘義務もありますし、公正な採択を確保するために、不当な影響を具体的に、どんなことが起こり得るのかを、きちんと先生たちに伝えておく、注意喚起

を促しておく、こういうことがあれば、こういう返答をするということまで踏み込んでおくことも、必要かもしれません。初めての先生たちが多いような教科であれば、そういうことも必要かもしれないということが1点です。

中学校用の教科書採択のときに、先ほどの部長のご発言の中で、基礎基本の定着、主体的に学習に取り組む工夫、公正・配列・分量、内容の表現・表記、言語活動の充実など、教科書会社は、そのような基準を必ず持っていると思います。

そういう工夫をしている上で、教科書を丁寧に見ていくことは、実際の授業の中で、主体的・対話的で深い学びにつながるような授業ができる教科書であるのかどうか、教材も含めて、そういう工夫があるのかという視点が専門委員に必要なのではないかと思います。

授業につながる工夫を見ていただけたら、ありがたいと思います。

学校教育部長) 今、上月委員が言われたところは、新学習指導要領の対応で、主体的・対話的で深い学びにつながる学習ができるようになってきているか、そういうことが細かいところで入っていますので、その辺について、説明会できちっと説明させていただいて、先ほどの公正・公平という部分をきちっと説明させていただきながら進めていけたらと思っています。

学校教育課長) 公正・公平につきましては今回、密にならないように2日間に渡って、専門委員会の方を集めまして、丁寧に守秘義務や専門委員としての自覚を持って取り組みを進めてほしいことを説明していきたいと考えています。

教 育 長) 教育委員会が最終決定するときの心構えでもあります。
3つの段階があって、1つ目は専門委員の方が客観的な内容で調査していただく。そのためにも、その先生の名前は公表せず、守秘義務の中で作業を行い、資料を出していただく。
2つ目が、前議案で承認いただいた委員の皆さんが、それをさらに深めていただいて、より公正なものを作っていただく。
3つ目としてそのものを根拠にして、教育委員、我々がきちっと教科書等を見て、芦屋にとっていいものかどうかを最終的に判断する。そのときに、共通して、この文言である公正確保と入っているものだと思います。

上 月 委 員) 調査される先生方も、私たちも自覚して、進めていきたいと思えます。

教 育 長) 冗談で言っても誤解を招きますので、そこはよろしく願いします。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は原案どおり決しました。

〈第3号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 次に、第4号議案「令和2年度芦屋市要支援児童等教育支援委員会委員の委嘱又は任命について」を議題とします。提案説明を求めます。

学校教育指導担当課長)

〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

越 野 委 員) この委員会では、障がいがあるお子さんや発達に課題のあるお子さんが幼稚園から小学校に上がる時、あと小学校から中学校に上がる時に、特別支援学校が適しているのか、それとも公立小中学校の特別支援学級が適しているかなどの判定をされると伺ったのですが、この判定は、1回の委員会で判断をされるものでしょうか。それとも回数を重ねて、定期的に対象のお子さんの報告などを聞きながら、何回か経過を見て最終判断をされるものなのか教えていただけますか。

学校教育指導担当課長) 支援委員会が6月と12月に開催されます。支援委員会から付託で、規則の第8条にあります専門部に付託しまして、専門部がそれぞれ幼稚園・保育所等、あと小学校6年生、そちらに調査・観察に行ったり、希望があれば保護者との面談もしたりしながら支援委員会に12月に報告する形になります。

越 野 委 員) 最終判断は12月ですね。6月の段階では、お名前を挙げる程度ですか。

学校教育指導担当課長) 6月の段階では幼稚園や小学校から、この児童を観察してほしいということが挙がりますので、専門部で数回にわたって調査をしていく形になります。

越 野 委 員) 例えば、小学校に上がるお子さんが、特別支援学校が適しているだろうと判断されて、その後、経過観察された中で、小学校在学中に公立の小学校に替わられることもあるのでしょうか。

学校教育指導担当課長) 実際、昨年度、芦屋特別支援学校から市内の公立小学校に替わられたこともあります。その児童についても、この支援委

員会で報告されるということです。

越 野 委 員) その都度、再度審議されるということで、小学1年生から6年生は、一番発達もする段階ですので、そのお子さんに合った時期に再審議をこれからもお願いいたします。

学校教育部長) 委員の御質問ですが、規則の中の第6条に「委員会は、必要に応じて委員長が招集する」ということで、年度内でいろんな事案が出てきます。そのときについては、もちろん専門部に付託して、こういう子が入ってくるので、しっかりと観察して相談をする中で、また報告をもらいます。12月に報告が上がってくるので、その中で審議をしてくださいというところをお願いします。

またその委員会の中で検討して、教育委員会に報告を上げます。最終的には就学先の決定や、県に報告を上げることについては、また教育委員会で諮っていく流れになります。

その途中のことについては、必要に応じて、また委員会が招集する形になります。

木 村 委 員) いつも教育委員会で資料が出されますが、中身が分かりません。適切にやっているものだろうと思われて、それに異議は言っていないですが、個人情報で余り出しづらいのはあるとは思いますが、もう少し、こういう課題はあったけれども、保護者ともこういうふうに話をして、御納得いただいてこうなったとか、経緯が分かるものを当日回収でいいと思いますが、何か資料を出していただかないと、全く中身が分からないまま、そのまま追認している形になってしまっています。この委員会での報告のときには、少しその点を御

配慮いただきたらと思います。

学校教育部長) 過去のものを見て、検討します。

教 育 長) 具体的に何が大事かという、保護者もそうしたい、専門委員会もそれがいいでしょう。受入先もそれでいいでしょう。みんながいいと考える場合を、木村委員は問題視されていなくて、保護者の思いと専門委員会の思いが異なったり、保護者の思いと決定内容が違う場合に、判断する材料として、もう少しあってもいいのではないかという御指摘を受けたのではないかと思いますので、今、部長も言いましたように、そこは何かの形で対応させていただきたいです。

浅井委員) 11番目の委員のかたは、特別支援の専門性の高い先生ということでよろしいでしょうか。

学校教育指導担当課長) 学校生活支援教員で、市内に3名配置されていますが、小学校の4校を巡回して、それぞれ発達に課題のある児童を見て回っている教員になります。専門性が高いということで、今年度も推薦させていただいています。

教 育 長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は原案どおり決しました。

〈第4号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 続いて、日程第2、専決報告第5号「芦屋市社会教育委員の任命について」を議題とします。提案説明を求めます。

生涯学習課長) <議案資料に基づき概略説明>

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

浅井委員) 5ページの第17条第1項第1号「社会教育に関する諸計画を立案すること」という社会教育法の抜粋ですが、本市の社会教育委員の皆さんは、以前は社会教育関係の登録団体の審議で大変時間を取っていただいていたと思いますが、今は報告を聞く形に変わったとお聞きしています。現在、社会教育に関するどのような計画を考えていらっしゃるのか、お聞かせいただけたらと思います。

生涯学習課長) 御指摘のとおり、登録団体につきましては、現在は報告という形で、社会教育委員のかたには御報告させていただいております。

計画ですが、近々に具体的な計画を何か作ることはございませんで、活動の内容といたしましては、公募型の事業がございまして、それについての御審議をいただくことと、あと近隣市であったり、阪神間の社会教育委員さんとの会議に出席していただいたり、それぞれの市に行っていただいて、施設の見学をしていただくという事業が今年の主な内容です。

浅井委員) ぜひ、これからの芦屋の社会教育を引っ張っていただける、そんな形での活動を期待したいと思います。

木村委員) 関連して、以前、社会教育委員のかたはいろいろ不満をお持ちで、私は、社会教育委員でとにかく何か提案してやってください、それを基に教育委員会としては、基本的に問題なければ、承認するので、もう少し積極性を持っていただきたいという話をしたのですが、そういういろんな提案とか計画

とか、自分たちでできる、立案者として提言できることを、ちゃんと今の社会教育委員の人たちは理解されているのかどうか。

要は、出されたものを審議して、決議するだけだと思ってらしたら、もう少し積極的にやってくださいとは思うのですね。それがちゃんと伝わらないと、新しく入ってきた人も、そういうものかと思ってしまうわけですから、できるだけそういうことができるんだ、積極的にどんどんやってくださいということは、事務局からでも働きかけをして、自分たちはそういう提案ができるんだということを意識づけしていただきたいと思います。

生涯学習課長) 御指摘いただきまして、ありがとうございます。4月にこちらに異動してまいりましたので、なかなか過去の経緯については把握しきれてない部分もございます。木村委員に御指摘いただきましたとおり、なかなか会議自体が今、持てていない状況もございますが、そういった会議を持てるような状況になりましたら、御意見を反映していきたいと思います。

木村委員) その会議ももっと頻繁に開いても別に構わないわけで、そこも社会教育委員さんたちの運営の仕方になるわけです。少なかつたら一月に一度ぐらいやってもいいわけですから、そういうことも踏まえて御提案いただいたら、もうちょっと活性化するのではないかなと思います。その点もよろしく願いします。

生涯学習課長) あり方も含めて、検討してまいります。

越野委員) 委員さんの中で、コミスク連絡協議会から守上さんが出て

いらっしゃるのですが、昨年度は会長だったのですが、今年度は交代されていますので、役職の確認をしていただけますでしょうか。

生涯学習課長) コミスク協議会としての総会は6月を予定してございますので、現時点では、まだ守上さんが会長でございます。コミスクの総会で決定ということでございます。

教 育 長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は原案どおり承認されました。

〈専決報告第5号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 次に、専決報告第6号「芦屋市放課後子どもプラン運営委員会委員の委嘱又は任命について」を議題とします。提案説明を求めます。

生涯学習課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

越 野 委 員) 放課後子どもプラン運営委員会での話は、キッズスクエアのことについての話になったことが多かったと思うのですが、今はどのようなことについて話し合いがされているのでしょうか。

生涯学習課長) 御指摘のとおり議論の中心となりますのが、やはりキッズスクエアでの議論になってございます。放課後の校庭開放に

つきましては土曜日だけです。昨年までは教室型事業で、図書館子どもの部屋とステップアップスクールの2つございました。ステップアップスクールは、年度途中で実施していただく方がいらっしゃらなくなったことで中止になりまして、もう1つ、図書館子どもの部屋につきましても、令和2年度から補助の対象となりませんので、教室型事業としては令和元年度まででございます。

越 野 委 員) キッズスクエアの話が多くなるということですが、この委員さんの中に、キッズスクエアのマネジャーさんにも入っていただいたほうが、話も建設的な会になるのではないのかなと思います。以前は兼務で、どこかの団体から出ておられた方がキッズスクエアのマネジャーもされていたので、その話もちよっとできたと思いますが、今は兼務でマネジャーをされている方はいらっしゃるのでしょうか。

社会教育部長) 柳生委員がマネジャーをされています。あと、精道コミスクの渡辺委員もキッズスクエアに関与をしていただいております。

越 野 委 員) そういうことでしたら、お話もいただけるのでいいと思います。

教 育 長) 委員さんに、自分たちは何を議論していくのかだけはきちんと理解していただかないと、こんがらがってしまうところがありますので、新しく委員さんも替わられたことですので、説明をきっちりしておいていただきたいと思います。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈専決報告第6号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 次 に、専決報告第7号「芦屋市立公民館運営審議会委員の任命について」を議題とします。提案説明を求めます。

公 民 館 長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

これは年に何回開催しているのですか。

公 民 館 長) 年2回です。

教 育 長) 直近はいつだったでしょうか。

公 民 館 長) 2月でございます。

教 育 長) 他は何月ですか。

公 民 館 長) 8月です。

越 野 委 員) 今回、委員が退任されたことで、女性委員さんが減っています。公民館での事業を実施するに当たっては、女性目線も男性目線もどちらも必要になってくると思いますので、できるだけ偏りのない事業にするためにも、男女比を同じぐらいにそろえていただけたらと思います。公民館で行われる事業に参加される方は市民の方になりますので、幅広く市民の意見を取り入れるということで、今は市民委員さん、男性の方がお一人入っているのですが、もう1人は女性の方に入っていくことはできないでしょうか。

公 民 館 長) 男女比につきましては、今回の場合、今までの委員が女性

だったのですが、今回、学校から推薦いただきましたのは男性の方でした。

越 野 委 員) できるだけ考えていただけたらなと思います。

教 育 長) 団体の中で最終的に推薦をいただくことかなとは思いますが。

公 民 館 長) できるだけ男女比につきましては、委員の選任をするときに考えていきたいと思えます。

教 育 長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈専決報告第7号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 次に、専決報告第8号「芦屋市立青少年愛護センター運営連絡会委員の委嘱又は任命について」を議題とします。提案説明を求めます。

青少年愛護センター所長代理) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 委員として5人替わったということですね。

青少年愛護センター所長代理) そうです。

教 育 長) そういうことですね。

説明が終わりました。質疑はございませんか。

運営連絡会は年に何回ですか。

青少年愛護センター所長代理) 2回行っています。

教 育 長) 今年度はいつ開くのですか。

青少年愛護センター所長代理) 予定としましては7月と年明けの1月に予定しております。

教 育 長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈専決報告第8号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 次に、専決報告第9号「芦屋市青少年問題協議会委員の委嘱又は任命について」を議題とします。提案説明を求めます。

青少年愛護センター所長代理) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

浅 井 委 員) 廣木委員は任期途中ですね。

青少年愛護センター所長代理) ご都合により新しい方にさせていただきたいということで、廣木先生から山下委員を推薦していただいております。

浅 井 委 員) 長く廣木先生が、尽力していただいていたのですが、今回は御自分から辞任されて、交代ということですね。分かりました。

教 育 長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈専決報告第9号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 次に、専決報告第10号「芦屋市立図書館協議会委員の委

嘱又は任命について」を議題とします。提案説明を求めます。

図書館長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教育長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

 図書館協議会も年に2回ですか。

図書館長) 年に2回です。

教育長) 直近の予定は今度8月ぐらいですか。

図書館長) そうですね、新型コロナの影響もございますので、終息して様子を見ながら、なるべく早く日程調整はしたいと思っております。

上月委員) 「あし笛」、「ムギの会」はどのような団体ですか。

図書館長) まず「あし笛」ですが、主に録音資料を作成していただいております。活動の場所としては図書館もそうですが、福祉センターでも活動されています。

 「ムギの会」は、子どもに対するサービス、絵本の読み聞かせであったり、ストーリーテリングといいまして、物語を覚えて、子どもに語るものがあるのですが、図書館行事の中でもご協力いただいております。

越野委員) 図書館でいつも読み聞かせをやっていただいているのですが、あれは「ムギの会」の方がしてくださっているのでしょうか。

図書館長) 「ムギの会」のほか、「グループメルヘン」という団体もあるのですが、図書館職員も必ずローテーションに入って読み聞かせをしております。

教育長) 図書をテープに録音しているのですね。

図書館長) ご希望があれば、例えば音声でなければ本を利用者できな

い方から要請があれば、既にあるものについては、ほかの図書館から借りる、ないものについては作成をボランティアグループの方に依頼して提供する形になります。

教 育 長) テレビでも文字が下に出たら、ついつい文字を見てしまうようになりますね。音声で聞いたらまた別の味わいがあるから、ライブラリーがあってもいいかなと思います。童話ではないのでしょうか。

図 書 館 長) 録音資料としてということでしょうか。

教 育 長) そうです。

図 書 館 長) 市販されているもので、読み聞かせCDと絵本がセットになっているものは所蔵しておりますので、読み聞かせと絵本、同時に楽しみたいニーズについても対応しております。

上 月 委 員) 笹倉先生はブックトークかストーリーテリングが御専門で、私も名前をよく存じ上げていますが、この協議会以外で、市立図書館と他の関わりや、学校園現場において御指導をいただくなどの関わりはございますか。

図 書 館 長) 今のところは、協議会以外の機会はないのですが、特に子どもの本について造詣の深い先生でいらっしゃいますので、今後、図書館の児童サービスであったり、イベント、ブックトーク等、職員研修の機会にご協力いただくことは、考えられるのかと思っております。

上 月 委 員) そうですね。打出教育文化センターの夏期研修の講師など、お願いしたらいいのではないかと思います。

教 育 長) 図書館は文化のシンボルとして大事なところなので、大改修をしたことですから、次のステップに進んでほしい

なと思います。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈専決報告第10号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 閉会宣言